

国土交通省独立行政法人評価委員会 第3回

平成14年2月1日(金)

【梅山政策評価企画官】 それでは、定刻でございますので、ただいまから第3回国土交通省独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方にはご多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局を担当しております梅山と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

本日ご出席いただきました委員のご紹介につきましては、まことに恐縮ですが、お手元に配付させていただきました座席表をもってかえさせていただきます。なお、本日、2月1日をもちまして、教育機関分科会に所属されておりました芦田昭充臨時委員が、一身上のご都合により当委員会の委員の職を辞任されまして、そのご後任として、同じ分科会に所属されます小澤幸夫臨時委員が当委員会の職に任命されましたので、ご紹介申し上げます。小澤幸夫委員でございます。

【小澤委員】 日本郵船の小澤でございます。私どもは船舶を動かしております、人や物を運んでいます。そういう商売をさせていただいておりますけれども、そういう立場から幾ばくかでもお役に立つことがあればと願っております。よろしくお願いいたします。

【梅山政策評価企画官】 また、本日は11名でございます各独立行政法人の理事長が来られております。私の後ろで、傍聴されております。

当委員会は委員並びに臨時委員が42名ということになってございますけれども、本日の委員会は現段階で32名ご出席をいただきまして、過半数を大きく超えてございますので、議事を行うための定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、初めに、国土交通省政策統括官の吉井からごあいさつを申し上げます。

【吉井政策統括官】 政策評価担当の政策統括官の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、各委員の皆様、大変お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。委員長はじめ委員の皆様方には、これまでも独立行政法人の設立や運営につきましてご指導いただきまして、また昨年、中期目標や中期計画につきましてご検討いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議題の中心の1つは評価基準についてでございます。昨年4月1日に国土交通省関連で11の独立行政法人が発足いたしました、13年度が間もなく終わりますと、各独立行政法人から業務実績が報告されることになりまして、当委員会の各分科会におきまして、評価していただくことになるわけでございます。

ご案内のとおり、私から改めて申し上げるまでもなく、独立行政法人の制度は国の事前関与、統制をできるだけ排しまして、独立行政法人の自主的・自律的な業務運営を行っていただきまして、その実態については事後的に評価を行うという仕組みになってございます。このような仕組みを通じて、効率的で効果的な業務運営を実現し、真に国民のニーズに合ったサービスを提供することを目指すものでございまして、こちらの委員会をお願いいたします業務実績評価は、独立行政法人の業務運営の仕組みの中で大変重要な役割を持っているわけでございます。

具体の評価につきましては各分科会で行っていただくこととなりますが、基本的な評価基準は当委員会で全体共通のものとしてお決めいただくことが必要かと存じますし、また、各独立行政法人が、今後、年度が終わったところで、業務実績の報告を作成するわけでございますが、その作成に当たりまして、事前に評価の基準が明らかにされている必要があると存じます。そのようなことから、本日、評価基準についてのご審議をお願いしたいと思うわけでございますが、事務局といたしまして、これまで委員会や各分科会で委員の先生から賜りましたご意見を踏まえまして、また、私どもでも独立行政法人の制度の趣旨等を勘案して、案をつくらせていただいたところでございます。全く新しい制度でございまして、大変注目されている制度でございますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

本日はこのほか、補正予算に関連いたします中期計画の変更でございますとか、7月に発足予定の自動車検査独立法人、それから機動的な委員会運営のための議事運営規則の改正等をお諮りいたしたいと思っております。この委員会が発足して1年たちますが、その間の経緯を踏まえまして、運営規則の改正等もお願いできればと思っております。

きょうの会議の主な議題をご紹介いたしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【梅山政策評価企画官】　引き続きまして、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、木村委員長にお願い申し上げます。委員長、よろしくお願いいたします。

【木村委員長】　木村でございます。時間の関係もありますので、早速、議事に入らせ

ていただきます。

本日は、ただいま政策統括官のほうからご説明がございましたように、まず第1に、独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針、評価の基本方針、2番目が、補正予算によって若干変更せざるを得なくなった中期計画の問題、3番目が少し遅れておりましたが、本年7月1日に設立されることになっております自動車検査独立行政法人に関する問題についてご審議いただく予定としております。

それでは、第1の議題、独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針について、資料1-1並びに資料1-2に沿いまして、事務局のほうから説明をしていただきます。よろしく申し上げます。

【影山政策評価官】 事務局を担当させていただいております政策評価官の影山と申しますが、着席してご説明をさせていただきたいと思っております。

ただいま委員長からご紹介ございましたように、資料1-1と1-2ということで、業務実績評価の基本方針についてご審議をいただきたいと思っております。資料1-2のほうが一応基本方針の案という格好になっておりますが、まず資料1-1で、評価について私ども事務局としてどういう考え方で整理をさせていただいたかをご説明申し上げます、それでご審議をいただきたい、こういうふうに思っております。

それでは資料1-1に沿いまして、ご説明申し上げます。まず独立行政法人の意義ということで、若干おさらいの意味を込めて申し上げますけれども、要は公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務事業を効果的、効率的に行うにふさわしい自律性あるいは自発性、透明性を備えた法人という位置づけで組み立てられております。具体的に申し上げますと、1つは目標による管理ということで、中期目標なり中期計画をベースに業務をやる。もう一つが、それを前提にして、事前統制型から事後チェック型へ、こういう形になっているかと思っております。そういう意味で、第三者チェック機関であります評価委員会制度というもの、業務実績評価ということが独法制度の重要な柱である、こういうふうに位置づけられておるわけでございます。

1ページ目でございますように、業務実績評価制度の概要ということで、これもご案内のことと思いますが、おさらいの意味で簡単に申し上げますと、独立行政法人通則法という法律の中で、このフローのような形で制度設計をされておるわけでございます。

この にごございますように、まず大臣が中期目標、私どもの所管の独立行政法人の場合は5年間ということでございますが、5年間の中期目標を指示して、それを達成するため

に各法人が中期計画を策定する。また、あわせまして、毎年度、その中期計画を実行していく上で年度計画というものを策定する、こういう形になっております。これにつきましては、昨年3月、当委員会の各分科会で、中期目標なりに対する意見具申という格好で、ご審議いただいたわけでございます。

具体的に法人の業務が始まりますと、 にございますように、毎年度、業務実績の報告を法人が独立行政法人評価委員会にする。また、この業務実績報告といいますのは、目標期間が終わりました5年後にも、その期間全体を通じた実績の報告をやるという2本立てになっております。それに対しまして、評価のほうも同じく2本立てでございまして、毎年度行う年度評価と、目標期間終了後、その期間全体を通じた評価をやる、こういうような2段構えになっております。

それを踏まえまして、大臣が目標期間終了後に、独立行政法人の組織等の存廃も含めた検討をやる。その際には、またこの評価委員会のご意見も伺うということで、次のステップに入る、こんなような形でございます。

1枚めくっていただきまして、それを簡略化いたしますと、ここに書いてございますように、まず目標の指示、それを受けて、法人側が自主的・自律的に計画を策定あるいは業務運営をする。そして、評価委員会のほうで、毎年度あるいは中期目標期間を通じての評価、事後チェックをやるということで、これがさらにまた次の中期目標の策定等に生かされるという、いわゆるプラン・ドゥー・シーといいますが、マネジメント・サイクルを形成しているような形で、作られていると理解をしております。

そういう前提で、次の3ページでございますが、そういう制度設計の中で、特に業務実績評価制度の趣旨、要は先ほど申し上げましたように中期目標評価、それから毎年やります年度評価というものがあるわけでございますが、その趣旨を以下のように整理をさせていただきました。この欄では、左側が中期目標評価、右側が年度評価ということでございますが、対比して見ていただいたほうが双方の評価の位置づけがわかりやすいということで、整理させていただいております。

まず評価の内容でございます。これは先ほど申し上げました通則法という法律で規定をされておるわけでございますけれども、まず中期目標評価につきましては、ここに書いてありますように、中期目標の達成状況、要は5年間通じての目標の達成状況をまず調査していただき、それを分析していただいた結果、そういったものを考慮して、全体についての総合的な評定をするということが、法律上位置づけられた評価の内容でございます。

右の年度評価のほうは、文言は似ておりますけれども、実はこれは中期計画、中期目標じゃなくて計画についての、しかも達成状況ではなくて実施状況、これを調査、分析をする。さはさりながら、総合的な評定は同様にやっていただく、こういうような法律上の整理になっております。

微妙に書きぶりが違う趣旨ということでございますけれども、これは先ほど申し上げましたことと若干重複いたしますが、1つは、中期目標評価のほうは中期目標に照らした評価、要は企業で言いますとCEOである大臣が戦略目標を示して、それに照らして評価をして頂くというようなイメージかと思います。それは何のためかという、大臣が次の中期目標、つまり次の戦略計画あるいは戦略目標の作成のために生かしていく、マネジメント・サイクルという趣旨であろう。あわせて、この括弧にございますように、大臣が独法の組織とか業務全般にわたる検討をやる上での重要な情報に当然これが用いられる、こういう趣旨と思われるわけでございます。

逆に右のほうの年度評価というのは、大臣ではなくて、中期目標を達成するために独立行政法人みずからが作成した中期計画、そしてそれに照らして、毎年度それがどういう実施状況なのかを評価するというところでございます。その趣旨は、やはり次の年に、例えば独立行政法人側が業務運営あるいは年度計画をつくるに当たって、それを踏まえてやるとい、これもある意味ではミニ・マネジメント・サイクルといいますが、毎年度のそういうプラン・ドゥー・シーの中でこういったものが生かされるという趣旨ではないか、こういうふうに理解をしております。

1枚めくっていただきまして、そういう意味で申し上げますと、位置づけというところでございますが、やはり中期目標評価というのが今回の評価制度の中核の評価であろう。年度評価というのは、そういう意味では、毎年度、独立行政法人みずからが新しい年度計画をつくっていく、あるいは業務を改善していくための後押しをしていくというものでありますので、途中段階としての中間的評価、こういう位置づけではないかということでございます。

評価の目的も、そういった意味では、中期目標評価のほうは中期目標を効果的・効率的に達成したかどうかということの評価することが目標でありますし、年度評価のほうはその年度において確実に業務が実施されているか、あるいは効率的、適正に業務運営に努めているか、こういったものを評価して、それを通じて、中期目標の達成に向けた業務運営の改善を促すという目的であろう、こういうふうに整理をさせていただいております。

こうした評価制度の趣旨を踏まえまして、5ページ以下でございますが、それぞれの評価につきまして、もう少し掘り下げた検討、整理を事務局のほうでさせていただいております。まず、中期目標評価についてでございます。そこでございますように中期目標制度そのものの趣旨はということで、これは若干繰り返しになりますけれども、その狙いは、国の関与を極力制限して、執行面では独法側の自主性・自律性をできるだけ発揮をしてもらおうという目標管理型を目指す制度であるということです。独法の自主性・自律性を拡大することによって、効率化、質の向上といった成果を達成してもらおう。ただし、その目標というものは、恣意的という言い方はちょっと変かも知れませんが、そうじゃなくて、サービスの受益者である国民のニーズをできるだけ踏まえたものにして目標も設定されるべきだ、そのために当委員会の意見もお聞きする、こういうような中期目標自体の仕組みになっておるわけでありませう。

その意味から言いますと、やはり中期目標評価というものが、これも先ほど申し上げましたように、業務実績評価制度の中核となる評価である。そのイメージとしては、独法の自主性・自律性の発揮を期待する制度の趣旨を尊重しながらも、サービスを直接受ける受益者の視点、あるいは国民的と言っていいんでしょうか、効率化・質の向上の実現を求め国民一般の視点から総合的に評価をする必要があるというふうに考えられるわけでございます。

1枚めくっていただきまして、そういう中期目標評価でございますけれども、それではどういう観点でやるべきなのか、ということでございます。これについて事務局なりにこうかなという整理をさせていただいておりますけれども、中期目標の達成度合いを総合的に評価するということでもありますので、その意味では中期目標期間を通じた業務面、あるいは運営面だけではなくて、それを含めた法人の全体の、マネジメント全般と言っていいかと思いますが、そういったことについて、以下、 から に書いてありますけれども、多面的な観点でこれを総合的に評価することが必要であろう、というふうに整理をさせていただきました。

具体的に申し上げますと、まず業務面でございますが、中期目標期間を通じまして、独法が社会的使命を果たして、国民のニーズを十分満たした形でアウトカムを達成したか、ちょっと抽象的かも知れませんが、例えば研究の結果あるいは教育の実施によりまして、顧客と言っていいと思いますが、顧客の区分別に望ましいアウトカムを達成できたか、このような視点で1つは評価する必要があります。次には運営面、これは独法側の業務改善に向

けた取り組みの結果、どのように効果が上がったのか。さらに、トータルということでございますが、マネジメント全般が社会的使命を的確に遂行する上で適切になされているか、あるいは今後も改善努力の継続が期待できるか、要は法人のミッションをきっちり果たし、かつ法人全体としても効果的、合理的なマネジメントがなされたか、こういうようなトータルの評価が必要になってくるだろう、このような認識であります。

ただ、中期目標評価は5年後の評価でございますので、これを今の段階でさらに掘り下げて、具体的な評価方法あるいは評価基準までご審議をお願いするのも難しいものでございますので、事務局といたしましては、今後、以下に示します年度評価の実施状況を踏まえまして、これを一、二回、あるいは三回かもわかりませんが、それを実施する中で、具体的に評価方法等を検討し、できるだけ早期に結論を得ていただきたいと思っております。

従いまして、本日は次のページ以下にあります年度評価についてご審議をいただき、決定して頂ければと考えております。もちろん中期目標評価についても、これまでご説明しました観点等について、これでいいのかどうかも含めまして、当然ご審議をお願いしたいと思っております。

年度評価についての基本的な考え方でございます。これも先ほど来申し上げておりますけれども、当該事業年度における中期計画の実施状況等を踏まえ、独法が効果的・効率的に業務を実施しているかの評価をお願いするものです。

この場合、まず業務運営の基本的考え方ですが、2つ目の に書いてございますように、これも通則法という法律の2条に規定してあります。1つは、公共上の見地から確実に実施されることが必要なもので、確実に実施されているかどうか。2つ目に、適正かつ効率的に業務運営をしなければいけない、こういうように法律上規定をされておるものですから、そういったことを踏まえますと、年度評価として途中段階で評価していただくのは、マネジメント全体を評価するのはちょっとなじまないのかなと思っております。単年度の評価という意味では、業務の効率化とか質の向上といった運営面の改善に向けた取り組みを中心に、中期計画の達成に向けて着実な実施状況にあるかどうかを評価いただくということがベースであろう。これを私ども事務局では業務運営評価と呼ばせていただいております。

そういった意味では、毎年度の進捗状況を把握しまして、改善すべき点があれば、それを指摘して頂いて、独法の中期目標達成に向けての改善努力を後押しする、そういうようなねらいで評価をしていただければと、そのような理解をしておるところでございます。

そのためには、中期計画の着実な実施状況を当委員会として客観的に把握、分析することができることが必要ですので、これは法人側がつくります年度業務実績報告において、可能な限り具体的にわかるような説明がなされることが望ましい、このような考え方で整理させていただいております。

それから、これは業務面でございますけれども、一番下の にございますように、個別具体の研究業務とか教育業務そのものの内容については、それぞれの業務の特性を踏まえて、独法みずからが責任を持って実施する。先ほど申し上げましたように、毎年度の業務執行というのはできるだけ法人の自主性・自律性にゆだねるという独法制度の趣旨から言いましても、当然これは責任を持って自ら実施するというものであろう。ただ、それが自分たちの自己満足ではいけませんので、国民に対する説明責任を果たすということが重要でありますし、それについての理解が得られるように努めることが肝要です。従いまして、個別具体の研究業務あるいは教育業務につきましては、独法みずからがこれを自己評価するということを基本にしていただき、当委員会はその評価が恣意的でないかとか、あるいは評価の体制がきちんとしているかどうかという、独法の評価の客観性を確保するための二次的な評価、メタ評価と言っているかと思いますが、そういう点を見ていただいて、国民に対しての説明責任を果たしているかどうかをチェックしていただく、こういうような考え方はいかがかと考えております。

それで、具体的に評価方法ということですが、9ページでございます。評価方法としまして事務局で用意させていただきましたのは、まず業務運営評価につきまして、法人が行うことと当委員会の役割ということで整理をさせていただいております。

法人側は中期目標、中期計画の各項目ごとに目指すべきことが書いてございます。また、それをブレイクダウンした年度計画にも書いてございますが、その各項目について、その実績を以下の区分で当委員会に報告をしてもらおう。

各項目の中に具体的な目標値を掲げているものとそうじゃないものがあります。その中で、その目標値を中期目標期間を通じて最終的にはこうしたい、年度計画でも今年はこちらまでやりたいという目標値を掲げているものがございますので、そういったものにつきましては、報告事項として、 番の年度計画における目標値設定の考え方を報告してもらおう。年度計画は、先ほど申し上げましたように、独法が自主的に策定する計画でございますので、特に外部からオーソライズされているわけではございません。その意味では、年度計画における目標値そのものの妥当性を評価委員会にチェックしていただく必要があるのか



な、つまり中期目標の達成可能性という観点からですが。

なお、年度計画そのものにつきましては、今回ご説明申し上げる時間がございませんが、参考資料5として、各独法の年度計画をお付けしておりますので、適宜ご参照いただければと思っております。

もとへ戻りますけれども、番といたしましては、実績値が、実際にどうだったのかということ、取り組み状況を含めて報告してもらおう。それから実績値が目標値に達しない場合にはその理由なり、あるいは次年度以降どういう見通しなのかということもあわせて報告してもらおうということです。

ちょっとこれだけを口頭で申し上げてもなかなかイメージがわきにくいと思いますので、参考資料3を用意させて頂いておりますので、それをごらんになっていただきたいと思っております。参考資料3の1ページ目が、私が今申し上げました目標値が設定されている場合、これはイメージですので、具体的にどこまでのどういう内容の報告をすることが適切なのかということも今後また検討していただく必要がございますけれども、例えばある項目につきまして、ここにございますように、中期目標で共同研究を目標期間以前の5年間に比べて10%増加させるという目標が掲げてございます。その下に、中期計画で法人側がそれを受けて、これも最後の行になりますが、共同研究を60件程度新規に実施する、こういう目標がございます。年度計画では例えばこれが10件というふうに書いてあるとすれば、業務実績報告のイメージとしましては、にございますように、まず「目標値設定の考え方」ということで、60件を5年だから、5分の1を基本に、しかし、初年度なので少しペースを落としてということで、このような形で「目標値設定の考え方」、中期計画との関係での位置づけを書いてもらう。

それから「実績値及びその取り組み」ですが、どういうことをやったのかということ、例えば以下のような、ばかりでありイメージがわかりませんが、例えばこういうような定期交流の場として を設けたと。

で、それが「目標値に達しない場合、その理由と次年度以降の見通し」ということで、といったような状況の変化でうまくいかなかったけれども、次年度以降は別の という改善をやることで十分達成が可能ですというようなことを法人側から報告をしてもらう、こんなイメージでございます。

恐縮でございますが、また元に戻っていただきまして、9ページでございます。今のは目標値がある場合でございますが、目標値がない場合、「上記以外の場合」と書いてある

部分です。これはどうしても定性的な議論になるわけですが、定性的なものであっても、当該年度にどういう取り組みをしたか、それから中期目標期間を通じて、目標が書いてございますので、そういった目標を着実に達成できるとする見込みといたしますか、今年これだけやって、次年度以降はこういうことをやる予定なので十分それは達成できる、こういうようなことを書いてもらうのかなということです。

これも、参考までにイメージということで、先ほどの参考資料3の次の2ページでございます。これが目標値が設定されていない場合として用意をさせていただいております。例えば中期目標に教育機材とか施設、生活環境の充実を図るという極めて漠然とした目標が書いてあるとします。それに対して中期計画、法人がつくった計画でもう少しこれをブレイクダウンして、例えば「コンピューターを用いた教育機材の充実」云々と書いてあるようなことが計画であれば、当該年度においてどんな取り組みをしたかということのある程度具体的に報告をしてもらう。のほうでは、中期目標あるいは中期計画に掲げた目標を着実に達成すると見込む理由といたしますか、そういったものを、今後の展開も含めて、法人側に報告をしてもらう、このようなイメージでございます。

恐縮ですが、また元に戻っていただきまして、資料の10ページでございます。このように業務運営の実施状況を報告してもらい、それが中期計画あるいは中期目標の達成に向けた状況にあるのかということ当委員会で判断するわけでございますので、その意味では、この一番上の にございますように、この実績報告に当たっては、今は適切な指標はなかなか難しい場合でも、なるべく指標の開発を行うように努力をしてもらう。説明も、できるだけ客観的な情報とかデータを用いて、具体的にってもらうというようなことが必要であると書いております。要はモニタリングが外部からも可能なようにしてもらうことが必要であると考えているところです。

それからもう一つ、これは独法制度の趣旨からこういうことが良からうということで、次の に書いてありますけれども、中期目標とか計画に書いてある項目だけでなく、それ以外に、例えば現場や個々の職員の創意工夫など自主的にいろいろ努力をされる可能性があるだろう。これを前向きに後押ししてあげることがいいのかなということで、そういった自主改善努力が法人サイドでなされた場合は、それもあわせて報告をしていただくという形にさせていただいております。

そして、当委員会の役割でございますけれども、こうして出てきた報告が中期計画の達成に向けて着実な実施状況にあるのかどうか、このような観点で評価をしていただいたら

どうかということです。

それから、次の11ページです。これは個別業務評価についての評価方法の考え方です。まず法人側に行ってもらおうことですが、これも先ほど申し上げましたように、個別業務の中身一々につきましても、やはり当委員会で評価というよりも、独法の自主的な判断を尊重いたしまして、独法みずからできっちりそれをチェックをしてもらう。要は自己評価をきっちりやっていただく。特に研究業務については、ここに書いてございますように、ピアレビューの活用とか、こういったものも踏まえてやっていただく。あわせて、自己評価でこういうことをやりましたというだけじゃなくて、実施方法あるいは実施体制といったものも、報告をしてもらう。

当委員会としましては、こういった独法の自己評価の客観性を確保するために、二次評価をやっていく、メタ評価をしていく、こういうような方法を考えているところです。

これにつきましても、報告のイメージ、これはイメージと言える程のものかどうかわかりませんが、先ほどの参考資料3の3ページ目でございます。個別業務評価関係ということで、要するにここに書いてありますように、主要な個別業務ごとに、この四角に書いてあるような評価シートのようなものを出してもらう。業務名とか、いつまでやるのか、業務の概要、一番重要なのは自己評価の結果をちゃんと説明をしてもらう、こういうようなシートを出してもらうということていかがか。あわせて、内部の評価体制についても、こういう仕組みでやりますとか、こういう仕組みをつくってやっていますとかいうことを報告していただくという感じでございます。

またもとへ戻っていただきますが、そういった報告を受けまして、それでは具体的にどう評価をすればいいのかということで、12ページでございます。評価基準ということで、本日一番議論をしていただきたい所でございますけれども、以下(1)から(3)までの全体を評価基準というふうに位置づけて、全体の考え方でご説明したいと思っております。

まず、業務運営評価で、その判断基準ということですが、先ほどの参考3のイメージのような実績報告が出てまいりますので、それをもとに、個別の項目ごとにまずは良否を認定していただく。具体的には、各項目が中期計画の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるかどうか、これが認定基準です。極めて漠然としていとお感じかもわかりませんが、要は評価というのは最終的には価値判断を伴うものですので、法人側から出てきた報告の中の各項目について、これは各分科会でご審議いただくことになっておりますが、委員の皆さん方に各項目ごとにそれぞれご審議いただきまして、ある意味では心証形成を

していただいて、ご判断いただく、こういうような形かと思っております。

その際、例えば実績値や目標値のあるものでも単に形式的にその数値だけ見て認定していただくのではなくて、着実な実施状況にあるかどうかを実質的に検討いただくべきではないか。要はこれはあくまで途中段階の評価ということでございますので、数値を達成するとか達成しないかというところに重きを置くのではなくて、中身的に中期計画なり中期目標の達成に向けて着実に進んでいるかどうかというご判断をいただければと。「例えば」と書いてありますように、たまたま実績値が目標値に達しない場合でも、その理由あるいは次年度以降十分リカバーできるといいますか、合理的な理由があれば、それは着実な実施状況にあるということをご認めていただければと思います。また、当然その逆もあって、法人がみずから任意につくった年度計画の目標値に実績値がたまたま達しているからといって、自動的にそれでオーケーというわけではなく、その目標値自体が中期計画の達成との関係で合理的かどうかということをご判断いただく、こういうものかなと思っております。

そうして、各項目ごとにそれぞれ認定をしていただきまして、その結果を各項目ごとに、着実な実施状況にあるか否か、端的に言うと、マル、ペケをつけていただく。その場合、ペケのご判断をいただいたものにつきましては、それについての理由の付記をお願いしたい。要すれば、当委員会で改善点をご指摘いただいて、独法側の自主的改善努力を促すという意味で、できるだけ具体的にご指摘いただくことが、この制度の趣旨にかなうのかな、こんなふうには思っているところです。

次のページですが、そういった各項目ごとの認定を踏まえまして、トータルで以下のように判断するということがかかということ。これはある意味では機械的になるかと思いますが、各項目のすべて、要は全部がマルだという場合、この場合「順調」としてはどうか。マルの数が全体の7割以上、7割に何の根拠があるのかと言われると、なかなか事務局としてもつらいのでありますけれども、全体項目で大体3分の2ぐらい、それを切り上げて7割ぐらいマルならまずまずかなということで、とりあえず事務局としてはこうさせていただいておりますが、これは「おおむね順調」。それが7割未満であれば「要努力」、こういうような形でトータルのご判断をいただければどうかと。

さらに、ここもポイントだと思っておりますが、先ほど申し上げました自主改善努力ということで、現場あるいは個々の職員の自主的取り組みの後押しをしていただきたいということで、自主改善努力についての報告があり、それが意欲的あるいは前向きですぐれた実践事例ということが認められる場合には、総合的な評点にプラスの評価ということで加

味をする。要はグッドプラクティスの後押し、こういうようなことをこの評価の中に入れていただいているかどうかと、思っているわけです。

次に、14ページへ移ります。個別業務評価についての判断基準ということですが、これも先ほど来申し上げておりますように、個別具体の業務につきましては、まず独法がみずから責任を持って評価するというのが基本であると思われまますので、本評価では、その独法が行った自己評価結果が国民に対してちゃんと説明責任を果たしているのかどうかということにつきまして、例えば以下のような観点を考慮して、総合的にご判断いただいているかどうかということなのです。

観点ということで、 から を、下に書いてございますが、1つは、その主要業務が目的志向的に企画立案・実施されているかどうか、そういったことが自己評価においてちゃんと説明できているか。要するに目的志向的な中身かどうかという内容のチェックを一つ一つ行うのはなかなか大変でありますので、そういった自己評価においてそういったことの説明がちゃんとなされているかどうか。また、その評価結果が、一般の国民が見てもわかりやすいものになっているかどうか。さらに、これも前に申し上げましたように、評価体制とか実施方法がきちり確立されているか、こういったようなことを考慮して、総合的に判断していただく。

そういう意味では、参考資料3で見ていただきました自己評価シートのようなのが例えば主要業務について沢山出てまいりますが、それを個々のシートごとに中身を評価していただくというイメージでなくて、出てきた、束ねたもの全体について、 から のような形で、例えば、わかりやすくなっているとか、ちゃんと説明がなされているねというようなことが心証として形成されれば、特段の問題なしということで評価をしていただいているかどうか。その場合は「良好」、それ以外の場合は「説明責任向上の努力を要する」、こういうご判断をいただいているかどうか、このように考えているわけです。当然この場合も、「説明責任向上の努力を要する」というご判断をいただく場合には、その理由、これも改善点の指摘ということになるかと思っておりますので、その理由を付記をしていただく、このようなことではいかかと思っております。

最後の15ページでございます。年度評価についても総合的な評定を法律ではやることとされております。この総合的評定というのは一体何なんだろうかと、いろいろ私どもも悩んでおったんですが、中央省庁改革の推進方針というのが実は独法制度ができたときにあわせて出ておりました、その中では、この業務実績評価は評価委員会が設定する客観的

評価基準、今説明申し上げた評価基準がそうなると思っておりますが、それによるとされておりまして、その中で、例えば中期目標の達成度合いに応じた数段階評価をすることだという例示が挙がっております。それらを念頭に置きまして、総合的評定ということで用意をさせていただいたのがこれございまして、次のような総合的評定をするとともに、必要な場合には意見を付していただくということでいかがか。意見というのは総合的な所見をつけていただくというイメージでございます。

具体的には先ほどの業務運営評価、これが「順調」「おおむね順調」「要努力」と、ある意味では0、1、2という3段階評価でございます。個別業務評価のほうが「良好」か「要努力か」、0か1かでございますので、単純にこれを足しますと、「順調」で「良好」であれば、評定のほうは2点プラス1点で3点、そういう意味では0、1、2、3ですから、4段階評価になろうかと思えますけれども、このような形で総合的な評定をしていただいております。

自主改善努力につきましては、その下にございますように、これもあわせたものが総合的な評定でございますので、コメントを付していただきまして、その改善努力を前向きに評価して、先ほども申し上げましたようなグッドプラクティスの後押しを委員会のほうからお願いをしたい、このような形で総合的な評定をしていただければと思っております。

最後に、なお書きでちょっと書いてありますように、法律上は、評価の結果、必要があればということですが、業務改善その他の勧告をすることができるという規定がございます。実はどんな場合に勧告をすればいいのかというのは、明確な基準がないので、具体的に実績報告を見てみないとよくわからないのが正直なところです。特に初年度において、そうございまして、事務局の中でも議論しましたが、こういう場合には勧告がいるにしろということ議論になったのは、例えば、ある年に要改善努力だった項目が、翌年の実績報告でも特に改善のための努力の跡も見られないし、かつ結果においても改善がなされていないような場合には、さすがに2年続けてさぼっているんじゃないのということで勧告があるのかなということ、ちょっと中では議論いたしましたが、これはいずれにいたしましても、具体的に実績報告が出てこないとなかなかイメージがわからないと思いますので、こうした規定があるということをお願いを申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

【木村委員長】 ありがとうございます。

ただいまの資料1 - 1であります。6ページまでは、通則法に基づいて、どういうふうなことをやるのが義務になっているかという説明であります。ただ通則法そのものは若干解釈が難しいところがありまして、多分各省庁によって解釈の仕方、少しばらつきがあるかと思いますが、国土交通省ではこう考えるということが6ページまでに書いてあります。

7ページ以下が具体的な評価、年度評価についてどうするかということで、大事なのは、先ほどもご説明がございましたが、評価の分類、業務運営評価と個別業務評価、それをこういうふう考えるべきかということ、それから業務運営評価については3段階、個別業務に関しては2段階として、そして、一番最後にありますように、総合的な評定を、15ページの形にするという点です。

この独立行政法人は発足したばかりで、いろいろ解釈が難しいところがございますが、ただいまのご提案に対して、ご意見等ございましたら、お願いをしたいと思います。どなたからでも結構ですが、よろしく願います。いかがでしょうか。どうぞ。

【小山分科会長】 交通関係分科会の小山でございますが、6ページまでの話は大変よくわかりまして、このとおり進めることができると思うのでございますが、前回申し上げましたとおり、まだ評価する側もされる側もふなれな点が多いわけでございます。評価する側から見ると、マネジメント・サイクルの確立というお話がございましたけれども、そのためには、プランの段階で目標が明確に設定されているとか、達成の度合いをどういうふうにはかるのか、これは内部評価の中でも当然行われなければならないわけですが、それを内部評価の中できちんと示していただかないと、この6ページまでの仕事をするのが大変困難なわけでございます。

それで、1つには、まだ中期目標、中期計画というものがそういう意味で十分練れていないので、中期計画変更のお話もございますが、中身を見ますと、私が言っているような話ではないみたいでございます。変更というと大変難しいのかもわかりませんが、少なくとも分科会レベルで議論できる程度に、中期目標、中期計画というものの解説といたしましうか、評価する側とされる側の合意書のようなものを準備していただければ、大変ありがたいかと思えます。

それから、9ページの独立行政法人が行うことの1と2と、中期目標等において目標期間における項目が具体的な数値によって設定されている、これをお願いしているわけですが、初めてということもあって、そうもいかないというのが2の話なんだろうと思

うんです。基本的には現状が2であっても、1になるような努力をぜひお願いしたいという希望を持っておりまして、そういった意味から、そういうご努力をエンカレッジするような意味から、総合的な判定のところ、明確に設定されていない業務運営評価については、「順調」という判定はつけないと思うんです。どうしてもつけたいときには、極めてしっかりした説明が必要だとか、何かその程度の合意がこの評価委員会の中で、ちょっとかた過ぎるかもわかりませんが、このまま帰ってしまいますと、分科会ごとにこの辺の評価がかなりばらばらになるだろうと思うんですが、そんな考え方はいかがでございましょうかということをお願いしたいと思います。

【木村委員長】 ありがとうございます。今の点、いかがでしょうか。

【影山政策評価官】 確かに私ども事務局の中で議論したとき、具体的にどう評価していただくか、客観的基準というものは一体何だろうかという議論をしたわけでありましてけれども、今小山分科会長がおっしゃっていましたように、中期目標なり中期計画、要は中期目標というのは大臣が与えた目標でありますから、それが確かにもうちょっと明確に、具体的に何をどう達成すべきかということを示しておれば、評価がやりやすかったことは事実だと思います。

ただ、これは独法の立ち上がりの際の非常に時間のない中で、今の形になっているのも現実でございますので、目標自体を今変えるということ、またそれはそれで独法制度の趣旨からいっても、目標に向かって法人が自主的、自立的に業務をやるという中で、その目標がくるくる変わるようであれば、法人の自主性というのはなかなか確保しにくいものですから、次の中期目標設定の際には、こういったものを十分、数年間の実績を踏まえた形で盛込んでいく、それがマネジメント・サイクルにつながるというのが、正直申し上げまして、一番現実的かなと思っておるわけでございます。

じゃ、どうやって評価するんだということになるわけですが、結局法人が中期目標の中の、仮に定性的な目標であっても、具体的にどう取り組んでいるかということができるだけわかりやすく実績として報告してもらおう。それについて、なかなかよくやっているなと思われるかどうかというのが、端的に言いますと、その判断になるのかなと考えております。今先生がおっしゃったような、できるだけ定量的なものをということは、10ページにも書いておりますように、適切な指標の開発努力を行い、独法側の工夫の中で、取り入れていくことは必要だということで、書いてございます。後段の総合評定の中であまり評定したくないというようなのはちょっと難しいんですけども……。



【小山分科会長】 そういう意味じゃありません。

【木村委員長】 今小山分科会長がおっしゃった2点、要するに確かに9ページの1で、目標が数値化されているところについては評価が簡単だということですね。ところが、そうでないものについて非常に評価が難しいということで、先生のご要求としては、できるだけ2の場合には、具体的に明確に書いてほしいということだと思いますので、その辺をお酌み取りおきいただきたいと思います。

それから、今のお答えで、いわゆる指標、パフォーマンス・インディケータなんですが、これについてはどの評価機関も非常に困ってしまっていて、日本ではこれに関する研究はほとんどないんですね。そういうことで、ぜひ国土交通省でも、どういうふうなインディケータを使ったらいいか、その辺の研究開発をしていただきたい。そうすることによって、小山分科会長がおっしゃった、2から1へできるだけ多くのものが移行できるような気がいたしますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございますか。どうぞ、五十嵐先生。

【五十嵐分科会長】 北海道開発土木研究所分科会会長の五十嵐でございますが、ただいまのご説明、私は非常にご苦労なさったなと痛感いたしました。ありがとうございます。

今小山分科会長がおっしゃったようなところに非常に大きな問題があるんですが、私は今ご説明いただきましたところで一番興味を持ったのは、15ページの総合的な評定というこの表です。私はもう47年間大学の教員をやっているんで、いつもこれで苦しんでいますので、このあたり、非常に興味を持って聞かせていただきました。

例えばの話ですが、これはこのように評価すれば大概のものはできるなと思うような考えを、私、申し上げます。まずこの総合的な評定は、1つは業務運営評価ともう一つは個別業務評価、この2つから成っています。それぞれの評価、前の運営評価のほうは「順調」、「おおむね順調」、「要努力」、この3段階になっています。ですから、それぞれについて3、2、1の点数を与えます。個別業務評価、このほうは「良好」、「要努力」、この2つから成っています。そこで「良好」を2、「要努力」を1とします。そうしますと、それぞれ分科会等でこの評価をやることになるとと思いますが、例えばそれぞれ委員に評価していただきまして、まずそのプロジェクトに対して、業務運営評価は「順調」であるか、「おおむね順調」であるか、「要努力」の状態であるかということで、3、2、1、それぞれ評価していただきます。それから個別業務評価、この観点から見れば、「良好」であるか、あるいは「要努力」であるかという2つの段階で、2、1と評価していただきます。

そうしますと、どうなるかといいますと、つくっていただきました表をごらんいただきますと、一番上は「順調」で3ですね。「良好」ですから2です。合計5になります。それから、次のところは「順調」で3、「要努力」が1ですから、4になります。その次は、「おおむね順調」が2で、「良好」が2で、合計4になります。次は「おおむね順調」、「要努力」、2、1ですから、3になります。次は「要努力」、「良好」、1、2で、3になります。最後は「要努力」、「要努力」ですから、1、1で、2になります。

私ども、試験の答案を見ましても、名前以外にもそれぞれ一生懸命書いていると思うものは、0点を与えるのは難しい。それぞれの機関において一生懸命やっているんだけれども、うまくいかなかった。そういう努力があるんですから、0というのはこれはやはり残念で、最低でも2になるというあたりで、「頑張り、将来性あるぞ」、こう言いますと、学生も頑張るんですよ。というようなことで、このところを、せっかくこのように要因別に評価しているわけですから、これを工夫すれば、私は大概のものは評価できる、数値を与えることができると思いますが、いかがなものでしょうか。突然のご提案で申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

【木村委員長】　ちょっと答えられるかな、これは。どうぞ。

【影山政策評価官】　先生の温かいお気持ちの表れかと思いますが、要は、私どもは見せ方の問題で、確かに評定が0というのは、厳しく受け止められるかもしれません。業務運営は3段階、個別業務評価は2段階で、それを0からスタートするか、1点からスタートするかでございますので、今ご提案のように1点からスタートして、5、4、3、2のほうを受ける側の印象としてソフトかも知れませんが、それで委員の皆さんのご賛同を得られるならば、そういうふうにすることは別に構わないと思っております。

【五十嵐分科会長】　そうしますと、各要因でびしっと評価できますから、わりあいこれはできますよ。私の経験ですと、かなり複雑なものでも、各委員のご協力を得られればできますと私は見当をつけましたが、また後でこれはご検討ください。

【木村委員長】　そうですね。じゃ、磯部さん。

【磯部委員】　私は、先ほど小山先生からご指摘があった部分に近いところでご意見を申し上げたいと思います。

中期目標、中期計画があって、独立行政法人、中でも独立行政法人のメンバーの立場からすると、さらに年度計画を立てた、この年度計画を今年度達成するよというところで、全力を尽くして努力をされているんだと思います。したがって、基本的にはそれをもとに

して評価をするという面がなくてはいけないだろう。他方で、12ページを拝見いたしますと、評価のほうは、アンダーラインで引いてありますが、「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」を検討するというので、中期計画に対して評価をするということになっていますので、その間を埋める必要があるだろうと感じます。それが、9ページを拝見いたしますと、数値目標があるものについては1ですが、1の で、年度計画における目標値設定があって、 でその実績値があって、したがって、評価をする側からすると、年度計画が適正であったかということと、それが達成されたかということとの2段で、今のところの間が埋まっていくだろうと私は感じました。

そうしますと、2の上記以外という場合なんですけど、こちら側には実は年度計画という単語は全く出てきませんで、いきなり中期計画の分の5年度であれば5年分の1、5分の1として、達成できているかどうかを評価するという形になって、年度計画のところは全く抜けているのではないかという気がいたしますので、ここについても、年度計画を通じてという、何か関係するんだというようなことを合意するか、あるいは文言に入れるかしたほうがよろしいのではないかという気がいたします。以上でございます。

【木村委員長】 どうもありがとうございます。いかがでしょう、今の点。

【影山政策評価官】 実は、私ども事務局の趣旨は今先生がおっしゃったとおりのことございまして、書きぶりがやや言葉足らずなのかもわかりません。中期計画に向けてというふうに書いておりますのは、年度計画の位置づけが、中期計画は中期目標を踏まえて各法人がつくり、それを大臣が認可をする。その際には当委員会の意見も聞く。年度計画は全く法人が独自につくって、それは別に何もオーソライズされてないんですね。単に大臣に毎年届けるだけでして、そういう性格なものですから、その年度計画が果たして中期計画の達成に向けて、それが例えば、たまたま5分の1にしているからいいかどうかというのはまた別の問題だと思います。やや下卑た言い方をしますと、きちりとパティンラインに乗っているかどうか、年度計画がそうなっているかどうかを一応検証してからでないといけないのではないかと。要するに評価の目的は最終的には中期目標の達成状況を見るということであり、その途中段階の評価が年度評価ということですので、例えば年度計画が出てきて、仮にそれを全部達成しているからといって、じゃ、ちゃんとパティンラインに乗っているかということはまた別だという認識でございまして、そういう意味で、実質的に年度計画そのものの中身を見ていただく必要がある。数値のない目標につきましても、当然年度計画の中でも定性的に書いてあります。それについては、実質的にご

判断をいただくという意味でございまして、ちょっとそこが書き方が足りなかったのかと思います。趣旨はそういう趣旨でございます。

【木村委員長】 では、加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 私も、ただいまのご意見、それから小山委員の意見に近いんですけども、基本的には各機関、我々は中期計画をこの委員会でレビューしたという責任がありますけれども、その内容についてはこれから具体化されてくる、具体的なものが出てくるわけなんです。したがって、評価委員の責任とすれば、やはり数値目標、人と物と金というのはそれぞれの機関、毎年度明確であります。そういう点では全く民間ではないわけでありまして、それはそういう形でシステムとしてギャランティーされているわけでありましてから。そうしたら、数値目標を立てるべき努力をまずすべきではないか。つまり数値目標ができないというのは一体どういうことになるのかということになるわけで、小山委員は若干優しい言い方をされましたけれども、やはりこのところはかなり大きいわけでありまして。各機関が物と予算と金とやることは明確であります。それが明確でないということになりますと、中期目標そのものの問題でありますから、それを具体的にできるだけ各機関とすれば数値化するという努力をまずすべきでありましょう。

できないのであれば、どこができないのかということを確認しておかないと、評価のところでも両方とも同じ評価になります。そうしますと、先ほど小山委員から提案があったように、2年連続してできないということになると、総合的な評価のところでも、ちょっと嫌よ、あまり順調じゃないんじゃないのというところが、各分科会でかなりぶれが出てくる可能性があるんですね。そういう点では、通則法で言う、言いかえれば実施を調査し、分析し、その結果に基づいて総合評価すべしということがこの委員会に課されているわけでありましてけれども、そのところが担保できなくなるのではないだろうか。そういう意味では、今評価官から説明がありましたように、できるだけこの点も数値目標を書いてあるような形で言いかえれば示して、その方向でできるだけ各独立法人がはっきり年次計画を出してくるという努力をすべきではないか。どうしてもできない部分はもちろん認めるんですけども、基本的にはその方向で対応していかないと、評価にかなりずれが出てくる可能性が十分ある。そうすると、総合評価のところでも相当な議論になってしまうのではないだろうか、そんな感じがしますので、今評価官が指摘された点はぜひもう少し具体化して、各機関にリクエストいただきたい、こういうふう考えています。

【木村委員長】 じゃ、どうぞ。

【吉井政策統括官】 先ほど来の各委員のご指摘、まことにごもつともだと思って、先ほど評価官からもご説明いたしましたが、この評価基準の中の次のページにわたってしまいましたが、10ページのほうに、独立行政法人の務めみたいな形で、適切な指標の開発の努力あるいは客観的な情報・データを用いた具体的な説明を行うようということ、いわば評価委員会からの独立行政法人への注文のような形で、評価基準の中に書き込んでおるところでございます。

ただ、先ほど木村委員長もご指摘ございましたように、なかなか難しい点多うございまして、実際問題として、中期目標、中期計画ではあまり数値も挙がっておりません、それを乗り越えた形で年度計画で入っているところは、特に初年度に関してはほとんどないと思いますが、独立行政法人はまだ始まったばかりでございますが、私どもも各独立行政法人のほうとも協力しながら、なるべく先生方のご指摘のとおり、このような指標化、何らかの具体的な説明のあり方等について、今後とも努めてまいりたいと思います。

【木村委員長】 ありがとうございます。では、後委員。

【後委員】 先ほど影山さんのほうからご説明、ご報告の最中に、何度かグッドプラクティスを後押ししていただきたいというご趣旨でいろんなご説明があったと思うんです。今お話の中で、数値目標をなるべく多くというご趣旨のお話が多かったかと思うんですけれども、例えば何のために評価するのかと申しますと、要するに独法自体の全体の組織の力量を上げるとか、基礎研究の分野でありましたら研究の力をつける、あるいはほかの研究所、ほかの部署、他の研究部門との優位性をきちんと前に出してというような、要するに何のために評価をするのかという視点に立つと、例えば先ほど具体的には共同研究を5年間で60件増やす。その場合には5年でそれをやるんだから、当初は例えば20%、10件程度粛々と進めるといって、数値目標があればそのようになると思うんですが、例えば2年間続けてそれがだめだった場合に、総合評定としては悪くなりますよというお話もあったんですが、例えば何かの効果을期待して、5年間で60件増やす、そういうふうに目標設定したとしても、計画を立てたとしても、それ自体が当初の目的に合わなくて、その数値目標を掲げた結果としてのいい影響を想定して、そういうふうにしたと思うんですね。

ですから、もちろん数値目標をなるべく多くというのはわかるんですけれども、私はむしろ自主改善努力にどう結びついていくかというような観点を非常に大切にしたいと思っております、ちょっとまとまらないんですけれども、評価のための評価にならないよう

に、内部の評価あるいは評価結果、数値が出せないなら、なぜ出せないのかということを通じて業務全体を改善していく方向にあるのかなのか、むしろそちらを評価委員としてチェックさせていただくほうが、本来の趣旨に合っているんじゃないかと感じながら、聞かせていただいております。ですから、その数値目標はけしからんという意味でもないですし、むしろ上がらないなら上げないことがむしろよかったのかといったような、改善の方向に結びつくのかついていないのかというところに力点を置いて、あるいはそういった視点から評価させていただきたいなと感じながら、聞いておりました。ちょっとまとまりが悪くて、申しわけございません。

【木村委員長】 これは、コメントとして伺っておきます。松田さん、どうぞ。

【松田委員】 私も、今の後さんのご意見に続けてということで、お話をさせていただきますと、まさしく目標というのは目的のために設定されているわけなんですけれども、その目的となるいわゆる計画の戦略性そのものがまだ今回の場合は十分議論できていなくて、目標設定がされております。ですから、やはり評価委員会の役割としては、このプロセスの中で、いかにそれぞれの独立行政法人の戦略性とか競争優位性が出ていくかということところにもっと焦点を当てていくことが大事ではないかと思っています。

評価ということについての確認なんですけれども、おそらく年度評価というのは、評価という言葉は使っていますが、最終的に中期目標を達成する途中の経過の進捗状況の確認ですので、多分あえて英語で言えば、エバリュエーションではなくて、メジャメントの要素が非常に強いんだと思うんですね。特に業務運営の目標数値のある部分、ない部分も含めて、そのところは進捗状況のチェックであって、多分評価すべきは、そのチェックされた状況がほんとうに目的達成に近づいているかどうかということところがポイントだと思います。ほんとうに評価すべきは、先ほど後さんも言われたように、自主改善努力の部分と、もう一つは自己評価のほうですね。今回の独立行政法人の評価というのは、もともと独法が自律的、主体的に運営されていくことが大きなねらいですから、かつアカウンタブルであるということがねらいですから、やはり自己評価の力がどれだけついていくのかということが大きな課題になってくると思います。

そういう意味で言いますと、今サンプルで出されていますイメージ例の3ページ目の個別業務評価関係、いわゆる自己評価をする部分がまだおそらくイメージが全然できていなくて、こういう形になっているんだと思うんですね。この自己評価の視点のところ、着眼点でしたか、14ページの観点の3つ目に「自己評価体制や実施方法が確立されている

か」というのがありますけれども、これは本来であれば自己評価をしていく上の前提条件であって、まずこれができていなければ、いわゆる自己評価をする体制とか実施方法が確立されていなければ、自己評価もできないわけですので、少なくともこのプロセス、自己評価体制、実施方法、ここところが、例えば現状、1年目がもうすぐ終わる段階でどういう状況であるのかを実は各独立行政法人の現場の方からお聞きしたいなと思っておりますし、この自己評価の方法論あるいはそれに対して評価委員会がどうかかわりをしていくかというところをもう少し重点的にやっていくことが、より改善に近づくのではないかと思います。

【木村委員長】 ありがとうございます。今の点お答えされますか よろしいですね。では、小澤さん、どうぞ。

【小澤委員】 今松田さんが言われたこととも関係するんですが、年度計画とかは出ているんですけども、5年というタームが、今の世の中だと若干長いかなという感じがするんですね。その中で、今中間的な進捗状況のレビューであるというような話もありましたが、やっぱり1年も2年も、だれが見てもやや目線が低いというのか、計画がもうちょっとアンビシャスにいてもいいんじゃないかというようなことがあるんじゃないかと思うんですね。そういうときに、年度計画の妥当性を踏まえた上での評価であるべきであって、任せるのは大変結構なんですけれども、ただ出て来たものを前提とした評価だけというのもちょっといかがなものかという感じもあるので、その辺を配慮したスキームにしたほうがいいんじゃないかという感じが1つします。

あともう一つございまして、私なんかは民間企業なんですけれども、この評価の問題というのは、今企業にとっても一番緊急の課題になっているわけですね。これは民間流に言いますと、今回の話は、当局が事業持ち株会社で、あと分社化の動きだと、こんなふうに勝手に並べて考えているんですけども、言ってみれば遠心力が働いているわけなので、そこで求心力を持たせる。そのためには、きちんとした評価をせにゃいかん、こういうことになるんだと思うんです。そういう意味から見ますと、今ここでご説明のあったこの制度そのものは非常によく考えられていて、大変結構だと思うんですが、やはり基本はどう運用されるかなんですね。どう魂を込めることができるのかということだと思うんです。

それで、私は、性悪説ではないですが、人間というのは自己変革が苦手な存在だと思うんですよ。だから、毎年毎年のレビューが大事ですが、そのプロセスにどう魂が入るかというのは、1つはやっぱり信賞必罰なんですね。これをやらないと、一番端的な話が、仕

事をしないと首になる、一生懸命やりますよ。あるいは一生懸命やって、成果を上げると給料が上がって更に頑張る。そんなようなことなんですね。この制度を見ますと、最終的には多分組織の存廃であるということなんだろうが、そういった各年の成果を見て、それぞれの組織内というか、このケースでは独立法人ですが、その中でそういった信賞必罰をどう貫いていくのかというところが私は1つのポイントかなという感じがしています。これは民間企業なので若干バイアスがかかっているかもしれませんが、私なんかはそんな感じで、今お話を伺っておりました。

【木村委員長】 ありがとうございます。信賞必罰ということについては、お答えされたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

【影山政策評価官】 小澤委員の貴重なご意見を拝聴して感じているのですが、独法制度って一体何なのかなという議論になってしまうような話なんですね。要するに、国の研究機関なり国の教育機関だったものを、これは企画立案部門じゃないから、しかし、その業務は必ず国民に提供する必要があるという前提の中で、それを効率的あるいは効果的にやろう。そのために国から独立させて、その分、自主性とか自律性を与えて、目的を達成させようという趣旨、ちょっと釈迦に説法で恐縮ですが、そういうことでございます。

小澤委員のおっしゃることはよくわかるんですが、1つは独法というのは収支採算を前提にしているわけじゃない、利潤の最大化を目的にしている通常の私企業ではないという根本的な違いが1つありますし、それから業務自体を着実に提供する必要がある、これは法律上そういう位置づけになっています。そういう中でどうやったら一番効率的にやれるかという話になっております。それを、いわば、疑似事業部みたいなイメージ、例えば大臣がCEOであれば、多分独法の理事長さんたちはCOOなのかも知れません。ミッションが独法の個別法の中の目的規定で定められ、大臣がそれを踏まえた戦略目標として中期目標を与え、それをそれぞれの法人が中期計画ということで経営計画を立てて業務を執行するというイメージに近いと思うんです。ただ、1年で、毎年毎年信賞必罰を、例えば利益が出る出ないとかいう私企業の世界なら、それはわりあい明確に出るんですが、例えば研究業務とか教育のようにある程度息の長いものについて、毎年そういう形でできるのかなという感じはいたします。

事務局の中でも議論をしたんですが、信賞必罰のイメージですが、5年間の中期目標期間を終わりますと、トータルで経営全体の評価が行われます。まさにそれが、大臣が次の中期目標なり中期計画を検討する際には、当然信賞必罰的な面も考慮の要素に入ってくる



のかな、こんなようなイメージがありますが、毎年悪いことをしちゃだめなんですけれども、毎年度の信賞必罰というのはややなじまないんじゃないかなという感じはいたします。

【小澤委員】 ありがとうございます。私は、何も必ず毎年やれということは考えておりません。ただ、5年というのは非常に長いタームですから、5年間でできること、やれることはたくさんあると思うんですよ。信賞必罰という言葉がきつければ、評価の結果が改善の方向につながっていくようなインセンティブ、ディスインセンティブを含んだシステムにする、そういう精神というのが大事だということを申し上げました。

それから、あともう一つ、もうけ云々というよりは、結果的にこういうものはどうしても結果重視、それから数値重視になっちゃうし、適切で効果的なインディケータを開発するという永続的努力が非常に大事だと思うんですが、私は何もそれしか無いということを行っているんじゃないかと、取り組み姿勢というんですか、まじめさ、課題にどう取り組んでやったかやらないか、そういうところを評価することも大事だと思っていますので、補足させていただきます。

【木村委員長】 ありがとうございます。来生さん、どうぞ。

【来生委員】 少し話が戻るといいですか、数値化できる基準とそうではない基準ということで、ちょっと私の考えを述べさせていただきたいと思うんです。私は加藤先生とは若干違って、数値化できないものについては、むしろ意図的に数値化しないという努力も大事なのではないかという気がいたしております、私はたまたま自分の商売が独占禁止法とかそういう競争の法制度をやっております、結局社会全体でも1つの企業でも、ある種の多様性を確保しておくというのが、そのシステムに対する一種の保険ではないかという気がしています。そうすると、評価の基準を一元化しないということにもそれなりに意味があって、数値化できるものについては数値化していくというのは非常に重要なことだと思うんですけれども、そうではない評価の基準を意識的に保っておくというのも、数値化してしまえば、ある意味で目標を操作して、自分の力に合わせて目標を設定するというのは簡単なことになってしまいますので、そういう意味である種の多様性を確保しておくことも重要ではないかと考えるということをお述べさせていただきたいと思います。

【木村委員長】 工藤さん。

【工藤委員】 今のお話とも共通するんですが、3点ほどあって、まず1点目は、やはり数値化というお話が先ほどから出ているんですが、私もどちらかというと、今までの路線よりは、今少し似た意見が出てきて、勇気づけられているところなんです、どうして

も独立行政法人の現在あるもののカテゴライズされたものを見ても、必ずしも数値目標化できない、あるいは非常にしにくいものが多いと思います。また、特に5年間あるいは次回の中期計画等ではある程度の数値化目標ということはできると思うんですけども、現状で既にできていないものを年度計画にして、それでやっていく場合、かなり難しいんじゃないかなという気がしています。

中身を見ましても、研究、特に基礎研究とか、教育機関でも将来的に必要なだからということで、必ずしも企業的な合理性とかではかれないものもありまして、それをいたずらに数値化することを焦るあまりに、今のご意見にもありましたけれども、かえって安直な数値化に走ってしまうと、意味のないことになるのかなという気がしておりまして、定性的な評価も、その余地を残す必要はあるんじゃないかなというのが1点目です。

もう1点は、先ほど来、分科会によって、つまり独立行政法人の性質によってどうしても評価自体が違って来るんじゃないかというお話があって、むしろそれを危惧する声が多かったと思うんですが、私は評価の基準や評価方法は変わってきて当然だと思いますし、むしろ分科会ごとにカテゴライズされているのはその辺に意味があるんじゃないかなと思います。といいますのは、例えば研究機関と教育機関では当然使命もミッションも違えば、目標とすべきものの性質も違って来るわけで、さらに、今後議論されることになると思うんですけども、自動車検査のようにかなり事業的なものになってきますと、またそれは当然違った性質を持ってくるということで、その辺の統一性というのは、私は逆にあまりいたずらに図らないほうがいいんじゃないかと思います。

ただ、だからといって、ばらばらでいいということを強調するものではなくて、将来的に評価というものの自体の精度を上げていく必要があるわけですから、今までの委員の皆様のご発言の中にもあったように、精度自体を上げていたり、評価ということ自体を再考していく中で、どの辺がすり合わせができるのか等について議論していけばいいのであって、当面はかえって統一化というよりは、それぞれに必要な範囲で評価を行えばいいのではないかな。

3つ目、最後ですけども、これは評価委員会が何を期待されているかということなんですけど、最近、法律に基づいて何かをするというのが逆に非常に嫌われるところがあって、もっとフレキシブルと言われるんですけども、一応法律というか行政法とか行政学をやっている人間からしますと、評価委員会というのは独立行政法人がそれぞれ自立してやっていることの中身にまで干渉すべきではないと思うんですね。ただし、ここにも明記さ

れていますように、勧告ということが出来ますので、やっていることあるいは立てた計画自体がどうかということを直接評価するのではなくて、出てきた結果を評価し、そこに問題があるならば、勧告という形で言う。ですから、それぞれが年度計画を立てた、そのものに対して評価を加えるというのではなく、ちょっと間接的になりますけれども、勧告という制度がある以上、そちらを活用すべきではないかと私は思っております。以上です。

【木村委員長】 ありがとうございます。まだ1度目の発言の方もいらっしゃいますね。どうぞ、会田先生。

【会田委員】 まず政策評価という枠組みの中で、このような組織評価の基準をつくられた。事務局の方はかなりご苦労されたと思います。完成度が非常に高いとはまだ申しませんけれども、そのご苦労には感謝したいと思います。

それで、私のほうでちょっと申し上げたいことは、先ほど来出ているんですが、定量化という作業が必要かどうかということに関連しまして、実は総合的な評定、これは法律、通則法に出ていますので、評定をしなくちゃいけないということで、こういう基準を出したんだと思うんですが、評定のところは非常に難しいのではないかといいますと、独法の最終評価をこのような形で行うのは難しいのではないかと。15ページに3、2、1、0と、先ほど五十嵐分科会長がこれは厳しいと言いましたけれども、もっと厳しい人が言えば、「順調」、「良好」のところは0で、その下は全部マイナスだというようなスタンダードをつくることもできると思うんです、そんなことを別に私は言いませんけれども。

これは、まずどういうふうなカテゴリーを設定して、またどのような順序尺度を使うか、あるいはウエートづけをどうするかと、いかようにも変えることができると思います。それよりはむしろ、そもそもこの評価というのがマネジメント・サイクルの中でどういうふうに活用されるのか、特に年度評価の場合には、この評価結果を生かして中期計画の実現に向けていかなくはないかということで、実績評価を翌年度の年度評価あるいは将来的には中期目標に反映させていくことが必要ではないか。そういった観点からしますと、やはりある程度定量化は必要であろう、特にプロセスを測定するという意味で、定量化は必要だと思います。ただ、最終的な評定というのはあまり意味がないのではないかとということもまず申し上げておきたいと思います。

それから、先ほど来既にご意見が何人かの委員からも出ているんですが、今回、年度評価に当たって、目標未達の場合だけ何か理由を書くということだったんですが、年度計画自体が正しかったかどうか、そういったことのレビューも必要ですので、今後の改善とい

うものを必要に応じて記載しておくということが必要ではないかというのが1点です。

それからもう1点、評価基準について、ちょっと細かい話になるんですが、12ページあたりに業務運営が「着実な実施状況にあると認めない」と書いてあるんですが、これは「認めない」じゃなくて「認められない」、それだけの判断材料がないという場合もあると思いますので、認められない場合に、その理由と、あと今後検討すべき事項などがあれば、それを付記していくということが必要ではないかと思います。

もう一つですけれども、今回、財務面が全く出てなくて、業務運営と個別業務ということで最終評定をしているんですが、それぞれの独立行政法人ごとに年度決算というのがあるので、それを全く無視して評価できないのではないかと、極端な話、個別業務が非常によくても、実は決算をしてみたら、大幅な赤字だった。こんなことはあり得ないとは思いますが、それをその辺のところをちょっと考慮していかなくてはいけないのではないかとということです。

それから、自主評価、自己評価でも自主評価でもいいんですけども、これを行うタイミング、年度計画を次の年度計画に反映させる、あるいは中期目標の達成状況を次の中期目標に反映させようと思っても、実際、事業年度後に評価を行っている、それが反映できない、もう既にそのタイミングを失ってしまっているわけですから。そういった意味でも、自主的な評価を行って、それを次の事業年度あるいは次の中期目標期間に生かしていく、そういうようなスタンスが必要ではないかなと思います。

最後になりますけれども、今回、非常に事務局の方がご努力して、これだけの評価基準をまとめられたと思うんですけども、今後さらに精度が高まる、あるいはもっとよくなるものができると思いますので、これはあくまでも今年度の年度評価を行うに当たったの基準であって、今後さらに改善を重ねていくという方向で、ぜひ見直しを進めていただければと思います。以上です。

【木村委員長】      ありがとうございました。コメントはありますか。

【影山政策評価官】    いろんな例えば改善すべき点等についてコメントすればどうかと、私ども、それはぜひお願いしたいと思っております。年度評価というのは、先ほど申し上げましたように、独法が中期目標なり中期計画達成へ向けて努力することの後押しをしていただくということに1つの大きな目的があると思いますので、ぜひその改善点のご指摘をいただければと思っております。

それから、決算ですか、これは年度実績報告の中でその部分も出てまいりますので、ど

ういう内容の報告がいいのかということ、分科会でご議論いただければと思います。

それから、さらに精度を高めよというご指摘はもちろんそのとおりでございます、私も今回用意させていただきました評価基準、決して十分なものとは思っておりません。今後もさらに試行錯誤を重ねながら、よりいいものにしていきたいと思っております。

【木村委員長】 椎貝先生。

【椎貝分科会長】 私、今いろいろご意見をお聞きしまして、第二次大戦中のことを思い出していたわけです。私は中期目標というものに対する評価も含めるべきだろうと思えます。といいますのは、中期目標がどのようにやっても達成できなかった場合、場合によっては、中期目標の最初のところに、意図的ではないが、間違いがあるという場合もあります。

ここで私が申し上げるのは、もちろん中期計画の評価というのは結構ですが、あまりに評価が悪い場合は、中期目標自体がおかしくはないかというフィードバックがなければまずいと思います。つまり中期目標は名目上は大臣が立てるわけですね。大臣の周りにはブレインがいるから、大臣おひとり立てるんじゃないだろうと思いますが、それでも計画をする者とそれを遂行する者との間にコミュニケーションがなくてはならず、それがこの中期目標の評価ということに出てこなくてはならない。あるいは中期目標の評価が悪いときは、計画自体に誤りがあるのかもしれませんが。これは何も国土交通省だけではなくて、いろんなところにあるわけですから、このところはよく考えておく必要があるでしょう。

あまり評価が悪いときは、何か中期目標がおかしくないかという考え方も、今は民主主義の時代だから当然できるだろうと私は考えています。それでも、その余地をよくつくっておかないと、資材はたくさん使う、お金はたくさん使う、それでもできなかった、それで、おまえらが悪いと言われたら、これは大変まずいだろうと思います。私はそういう気がいたしました。

【木村委員長】 その辺のメカニズムについては。

【影山政策評価官】 今先生ご指摘の件につきまして、メカニズムとしての明確な形は一応ないことになっております。要すれば中期目標というのは大臣の与える、さっき申しました経営戦略目標でありますから、その目標は尺度なんですね。その目標に照らしてどうかということありますから、尺度そのものを評価するという仕組みには一応なっていないのは事実でございます。

ただ、おっしゃるとおり、本当にだれがやったらできないような目標では困る訳です。

ですから、そういう意味で中期目標の正当性を高めるために、目標を出すときに、大臣が当委員会に意見具申という格好で、この委員会の助言を求めるという仕組みになって、それで今回の中期目標が出たということですので、一応当委員会もあの目標はあの段階では結構だと、了承したという前提になっておるわけでありませう。

ただし、おっしゃいますように、当然、社会経済状況も変わってまいります。で、大臣は中期目標自体を全く変えちゃいかんという規定にはなっておりませう。変えることもあり得るという法律上の仕組みになっております。ですから、それは大臣が諸般の状況を見て、これは変えなければいかんなど判断した場合には、変えるということになります。

その場合、評価ということには基本的になじまないわけでありませうけれども、例えば当委員会でも年度の評価をやったときに、所見として、どうも中期目標自体に無理があるのではないかという所見をされれば、それを踏まえて大臣が変更という判断をする場合もあり得るということで、制度的にはシステムティックになっているわけじゃないですが、事実上はあり得なくもないと思っております。

【木村委員長】 ありがとうございます。ほかに、どうぞ、山田さん。

【山田委員】 独立行政法人といっても、資料にあるとおり、いろんな性格があるので、一般的になかなか言いにくいんですけども、特に研究所のようなところだけに今私の議論を絞ってみますと、中期目標があり、それを計画し、それを仮に100%クリアしたからといって、ほんとうに研究所が社会のそんたくにこたえているのかと言われると、必ずしもそうでもないような気もするんですね。つまりそれは公務員として仕事をやりましたよという採点に近いようなところがあって、特に研究所のようなところは、その研究成果が非常に高く評価されているとか、国際的な評価にこたえられるだけの結果が出ているのかというのが非常に重要で、そういうのがなければ、その成果を現実の現場に使っていかうとかならないわけですね。

そのときに、例えば研究所のいろいろな所員の方々が博士号を取ったとかいうときに、評価してあげられるだけのものがないんですね。こういうところに入り込まないんですね。つまり業務に対する評価だから、個人がどうなったとか、その組織が諸外国から非常に高く評価されたとか、なかなかそれをこの評価の中に組み込む場所がない。あるいは博士号なんかを取るのもる刃の剣で、ほうっておけば、そっちばかりやって業務をやらぬということもあり得るので、これは両方危険ではあるし、それから国際会議の主要ポストについたなんていっても、そっちばかりやっていると、ほんとうの業務の遂行にはならない。

だけれども、そういうこともやらないと、研究所としての評価あるいは国際的な評価は得られない。だけれども、そういうものを書き込む、評価する欄がこの中にないですね。その辺が、点だけはつけられますけれども、そういうものの評価をどういうふうに組み込んでいけばいいのかというのが、私の疑問というか、どうあればいいんだろうかというところなんです。

【木村委員長】 いいですか。はい、どうぞ。

【影山政策評価官】 今のご指摘は2つに分けて考えるのかなと思います。

まず研究について、例えば中期目標とか中期計画を達成しただけで、それがほんとうの意味での成果なのかというご疑問。私どもも中期目標評価をお願いするに際に、6ページにその辺の考え方、観点ということで触れさせていただいておりますけれども、単に目標とか計画を数値上達成しているかだけでなく、それが業務面とか運営面を含めた独法全体のマネジメントとしてどうだったかという評価が要るのではないかなという考えておまして、それはおっしゃるように、例えば国土交通省がある研究を委託したら、顧客である国土交通省がほんとうに満足できるような成果が上がっているのか、いわゆるアウトカムの達成がなされたかと言っていいと思いますが、そういったものの評価をしていただく必要があるんじゃないかという感じはしております。

それから、もう一つの例えば研究所内での博士号取得者とか、あるいはノーベル賞だつてあるかもわかりませんが、それは当評価委員会で評価するものなのかなと。例えば個々のそういうすばらしい有能な研究者の方がおられれば、それは独法の理事長さんが内部でそういう方の評価をし、それなりの、待遇面までかどうかはわかりませんが、そういう位置づけをすることが通常の形じゃないのかなと思います。

ちょっとご紹介しますけれども、昨年11月に国の研究開発評価に関する大綱的指針ということで、総理大臣決定されたのがございまして、その中では、研究者がどういう成果を上げたかという評価を内部できっちりやるというようなことがあって、当然これは独法研究機関にも大綱的指針というものは適用されますので、こういう形の中で行われるのではないかと考えております。

【木村委員長】 では、鈴木先生。

【鈴木委員】 教育分野の鈴木なんですけれども、ずっと評価される立場に立って話を聞いていました。我々も大学で評価される立場にありますので。ちょっと気になりましたのは、反論の機会があるのかなのか、それから素点をどこまで公表するのかしないのか。

評価する側、される側と分かれておりますけれども、これは別に絶対的にそういう立場にあるわけではなくて、お互いに日本の独立行政法人という組織をよくしていこうという立場にあり、私どももそのために動きます。一方的に評価するというだけでいいのかというのがちょっと気になります。そのあたりはどういうふうにお考えになっておられるか、お聞きしたいと思います。

【木村委員長】 その点、いかがですか。

【影山政策評価官】 確かにおっしゃることはよくわかりますが、事務局として反論の機会ということは実はイメージをしていなかったのが正直なところです。これは後ほど申し上げようかと思ったんですが、各分科会で具体的にこれから評価をやっていただくわけですが、その進め方の問題ではないのかなという感じがします。それぞれの分科会で、例えば反論の機会も含めてこういうやり方をやろうと決められて、それを与えていただくのも結構でございます。

ただ、実はそういうことをあまりイメージしなかったのは、例えば鈴木先生にやっていただきます教育分科会だと、4つの独法があるわけでございますから、物理的にそこまでのことがやれるのかなと。例えば1つの法人について評価が2時間がかかっても、全体で8時間かかってしまうようなことになりますので、そのあたり、分科会という公式の場でやるのか、あるいは事前に、結局は実績報告を見ながら心証形成していただくことになるものですから、その段階でいろいろ独法側の言い分を聴取されるとか、いろいろやり方があると思いますので、そのあたりは、各分科会の自主的なやり方で対応していただければという感じしております。

それからあと、どこまでオープンにするかということでございます。これにつきまして、たしか第一回目の委員会で、評価自体の審議については、例えば組織内の機密事項あるいは場合によっては個人の機密に当たることもあり得るので、必ずしもオープンにしないことがありますよということを規定で決めて頂いています。どこまでオープンにされるかということも各分科会の中でお決めになっていただく。ただ、ある分科会は全部出してこっちは全然出さないというのはちょっと行き過ぎなので、そのあたりは各分科会の事務局とも私ども相談しながら、大体の横並びを見ながら対応していくという感じだと思います。やっぱり現物を見てみないと、なかなかそのあたりも一概に言いにくいなという感じですか。

【木村委員長】 ありがとうございます。はい、どうぞ。



【石原分科会長】 私、港湾空港分科会分科会長をしております石原と申します。おそらく今年の6月か7月に、各分科会ごとに評価報告書というのをつくって、どこかへ出すわけですね。出す先ははっきりしないんですが、多分独立法人のほうへ出すということになると思うんです。そのときのことを今考えて、お伺いしたいと思いますが、まず1つは、きょう最初五十嵐先生から話題になりました15ページのような表がありますが、こういうフォーマットに従わなければいけないのかどうか、分科会ごとに自由度があるのかどうか、伺いたいと思います。

それから、もしこの表に従わなければいけないということになりますと、数字があるというのはなかなか難しい。最終的には分科会長の決断に任せるという形になるんじゃないかと思って、自分のこととして今考えているわけですが、最終的に数値がどこかで出されるのは結構だと思いますけれども、報告書の中にこれが載っかるというのは、非常に実施しにくいという印象を持っております。その辺、お伺いしたいと思って、発言しました。

【木村委員長】 いかがでしょうか。

【影山政策評価官】 きょうは、評価基準についてはこの委員会として統一的にお願いをしたほうがいいだろうということでやらせていただいておりますので、基本的に総合的な評価のやり方とか、このあたりは各分科会共通でお願いをしないと、ある分科会では評価の点数はつけられないけれども、あるところはつけるというのはちょっといかがなものかなという感じしております。

それから、今先生、点数をつけるのは非常にやりにくいとおっしゃっていますけれども、点数の段階になりますと、機械的に行うわけなんですね。ちょっと私の説明が不十分だったからかもわかりませんが、12ページ、13ページにございますが、例えば業務運営評価ですと、独法ごとに年度実績報告というのが出てまいりますから、その中のそれぞれの項目につきまして、それが中期目標あるいは中期計画の達成に向けて着実な実施状況になっているかどうかという判断を、各項目ごとにマルかバツかを各分科会で委員同士で議論をしていただいて、これはマル、これはペケと。例えば30項目があれば、30項目各々についてそれをやっていただいて、その次のページにございますように、それが30打数30安打であれば「順調」と、それが21個以上あれば、「おおむね順調」、それが20個以下であれば「要努力」だなという仕分けをしていただいて、それを最後に単純に、「順調」であれば、2点をつけて、「おおむね順調」なら1点をつけて、「要努力」は0点という、機械的にやっていただくというイメージでございます。それを足せば、3、2、1、

0になる、こういう割り切りを実はここではさせていただいております。

さらに点数を加点するとかじゃなくて、現場などでよく頑張った人たちのいわゆるグッドプラクティスについてはプラスアルファとしてそれを前向きに評価をしていただいて、現場の改善の意欲を一層高めていただく、こういうような整理にさせていただいておりますので、点数段階でご判断をというよりも、各項目ごとについて、それがほんとうに着実にできているかどうか、そこで各委員の心証を形成していただいて、マルかバツかをご判断いただくというものであります。

【木村委員長】 それでは、藤野さんをお願いして、杉山先生、最後をお願いします。まだご発言というご希望もおありかと思いますが、時間の関係で、申しわけありません。

【藤野委員】 ちょっと私、理解しているかどうかわからないんですが、15ページのところの個別業務評価というのは、個々のプロジェクトについて評価するんですか、あるいは土木研究所の個別業務全体に対する評価をするんですか。

【影山政策評価官】 ちょっとこれもわかりにくかったと思いますが、個別業務についてどういうふうに行ったかという自己評価シートのようなものが個々に出てまいります。それをトータル、全体としてごらんになって、これは全体としてよく説明ができていますとか、わかりやすいかということを経合的にごらんになって、国民への説明責任を果たしているからいいんじゃないのとか、ちょっと不十分だという判断をしていただく。全体としてでございます。

【藤野委員】 わかりました。例えば10のプロジェクトがあったときに、すべてが合格点をとるということもあるかも知れませんが、ありうるのは、10の中のいくつが例えば、2個はもっと頑張ってもらいたいというケースではないでしょうか？ですから、もし厳密に考えると、全部のプロジェクトが合格点をとるということの確率は低いわけで、かなりの確率で「要努力」という判定を下さざるを得なくなるのではないかと思うのですがいかがでしょう。

【影山政策評価官】 個別業務のほうは、それぞれの業務の内容について評価をお願いするのではなくて、要するに自己評価をちゃんとやっているかどうかという、まさにメタ評価という、二次評価なんですね。評価自体はそれぞれの法人が、Aという研究業務については、こういう目的で、こういうふうを実施する、それについては自己評価としてその必要性とかを説明する。それが先生から見て、ちゃんと説明できているねとか、わかりやすく書いているねとかいうことを、いろんな業務シートが出てきた中で、全体としておお

むねわかりやすくなっていけば「良好」だし、どうも全体的に説明責任を十分果たしてない、国民が見たってわからない書き方をやっているねというのは「要努力」だと。具体的にどこが改善すべきかというご指摘をしていただければいいんですけども、中身を評価するということになる、先生がおっしゃるようなことになるんですが、個々の研究業務の中身じゃなくて、独法が評価してきたことについて、それを評価する、こんなイメージでございます。

【藤野委員】 全体を束ねた評価ということですか。

【木村委員長】 メタ評価というのはなかなか理解が難しいようですね。事務局と一緒に実際に作業を進めていただかないと、なかなか難しいと思います。個別評価というと、今藤野さんの最初のご発言のように、1個1個全部見るのかと考えられがちですね。そんなことをやっていたら何日あっても、評価は終わらないということになりますから、その辺はぜひ実際の作業のときに、事務局がうまく説明しながら、メタ評価をやっていただければと思います。

では、最後に杉山先生、お願いします。

【杉山分科会長】 時間がないようですから、いろいろ考えていたことを1つだけに絞って、要望ということで申し上げておきたいと思います。

実は今藤野先生のご質問なさって、それに対してお答えがあった中で、私にも少しわかってまいりました。ただ、今のようなご説明を伺ってもなお感じますのは、業務運営評価及び個別業務評価という表現と、今そこで考えられている内容との間にちょっと距離があるのではないかということです。いかにもこの呼称はわかりにくいという感じがいたします。業務運営評価のほうは、説明を見ますと、中期目標等の各項目ごとにどれくらい達成されているかということについて見る。個別業務評価のほうは、それを自己がどういうふうに評価し、またうまく説明できているかどうかを見る。したがってここには2通りの違いがあるわけですね。見る対象も違うし、それから述べ方のスタンスも違う。その2つの差異を受け止めて、この言葉でうまく表現できているのかということ、どうもわかりにくいような気がしますので、ちょっと工夫をしていただければありがたいというのが要望です。

それからあと、簡単なコメントを2つつけ加えますと、この種のことは1回やってみないと、なかなかわからないんだらうなという感じがいたします。それが1つ。最後のコメントは、私も会田先生と同じでして、最後に1つの点数にまとめるということはあまり意味

がないような気がするということを、個人的な感想として申し上げたいと思います。

【木村委員長】 ありがとうございます。

まだご発言ご希望の向きもあるかと思いますが、後に2つほど議題がございますので、1番目の議題は以上とさせていただきます。大変前向きの議論をしていただきまして、ありがとうございます。冒頭、五十嵐先生から評点のことについて、3・2・1、2・1のほうがいいんじゃないかということがございましたけれども、これはどう出すかという問題だけでありまして、その辺は少し事務局と私にご一任いただければと思います。

それから、確かにこういう評定そのものを世の中に出すかどうかという問題があるんですが、私の経験からいたしますと、やはりこれは出さないとだめだと思います。私どもも、大学評価の議論をいたしましたときに、どちらかというと、大学の先生を中心にやりましたので、出したくない、あまりはっきりした評価はやりたくないということだったんですけれども、世の中からのプレッシャーがものすごく、結局研究等について水準を示すことにしました。具体的に言いますと、例えば1つの学部で非常にすぐれた研究者が何割いて、優秀な研究者が何割いて、普通が何割いて、要努力が何割いるというようなことまで出さざるを得なくなりました。多分世の中はそういうことを期待しているのだと思いますので、その辺のご理解はいただいておりますほうがよろしいと思います。

それでは、ご議論を修正に生かすということで、お認めいただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う者あり)

ありがとうございます。

それでは、2番目の議題にまいります。中期計画の変更ということで、先ほど小山先生からもっと重大な場合の想定のご意見がございました。これはある意味で言うと極めて形式的でありまして、ご承知のとおり補正予算が決まったことによりまして、エクストラの資金がついたということで、本来は中期計画の変更と言えるかどうかかわからないんですが、現状の法制のシステムでいきますと、やはり中期計画の変更ということになるようですので、その件についてご審議をお願いいたします。資料2-1ですが、よろしく願いいたします。

【梅山政策評価企画官】 それでは、資料2-1について説明をさせていただきます。

今委員長から説明していただきましたように、二次補正予算で、この表にございます5つの研究所につきまして予算がつくという予定になってございます。個別についての説明

は、時間も相当押しておりますので、省略をさせていただきますけれども、例えば一番上にあります土木研究所でありますと、三次元大型振動実験施設の増改築で12億、それから建設工事環境改善実験施設新設で4億円といったような形で、それぞれこういったものが予算化をされるということになってございます。

それで、この表の下に書いてございますけれども、この各事業費につきましては、NTTの売却収入を使うということで、当面、産業投資特別会計社会資本整備勘定というところから独法に対して長期貸し付けがなされまして、それを独法が償還をする。今のところ、平成16、17、18年度の3カ年を考慮しておりますけれども、それぞれについて同額の償還金分の補助金が当該独法に一般会計から交付される、資金の流れとしてはそういうようなことになってございます。

次のページから、各独法のそれぞれのものが載っております。省略をさせていただきますけれども、例えば次のページですと、土木研究所でございますが、施設整備の概要がここに書いてございます。その後をめぐっていただきますと、中期計画の変更の案としてございますが、変更されますのは、その後から出てまいりますけれども、別表-2と書いてございます予算と、そのうちの一般勘定の分、その次のページに、資金計画の関係が変更になります。最後のページに、無利子貸し付けの償還計画、それから施設整備・更新及び改修計画、これが変更になることになってございます。これと同様の資料が以下の4つの法人について、この中に資料を準備いたしてございます。

なお、本件につきましては、現在、財務省と中期計画の変更につきまして協議を行っております。書きぶりについて、若干変更される可能性があるということが1点ございます。それから、これをやるためには、貸し付けということの関係で、必要な関連法案がまだ国会で成立していないという状況にございます。2月の上旬には予定をしておりますけれども、これの成立後、独立行政法人のほうから認可申請が上がってくる、こういうような段取りを予定してございます。そういったことでございますので、本日、この委員会の場で議決をしていただくということにはならないんですが、実質的な審議をお願いいたしまして、ご了承いただきますれば、評価委員会としての最終的な決定は委員長にご一任をしていただくという形にさせていただければ、非常にありがたいと考えてございます。以上です。

【木村委員長】 ありがとうございます。

お手元の資料2-1、ただいまのご説明のとおり、二次補正予算によって、エクストラ

な資金が、各独立行政法人に配分されるということでございます。それに伴って、現状でいくと中期計画の変更ということで、ここでご承認を得なければいけない。ただ、ただいまのご説明のとおり、財務省と協議を行う必要があるので、書きぶり等はひょっとすると若干変わるかもしれませんが、大筋でお認めいただければと思いますが、いかがでございましょうか。これは予算が増えたということで、結構なことだと思いますが。

(「はい」と言う者あり)

ありがとうございました。それでは、書きぶりについては変わるかもしれないということで、お認めいただきたいと思います。

それでは、次は、委員会の運営規則等の改正ということで、資料2 - 2であります、これについて、事務局から説明をお願いいたします。

【梅山政策評価企画官】 それでは、引き続きまして、資料2 - 2で、当委員会の運営規則等の改正についてということでございます。これは中期計画の変更等に関するご審議のプロセスを少し簡略化してはどうかという提案でございまして、中期計画につきましては、昨年11月に、波方の海員学校で、第一次補正予算ということで、変更が必要になりまして、その際には時間的な制約から委員会を開くことができなかつたということで、各委員に書面で意見をお伺いして、議決をするという方法をとりました。また今回も、先ほど申しましたように、本日は評価基準ということで開催を予定しておったわけですが、ちょうどうまくタイミングが合うかなと思っておりましたら、必ずしもちょうど合わない、そういったような事態が起こってきているということでございますので、もう少し機動的に運営ができないかということで、以下の2点について、変更のご提案でございます。

1つ目が、「中期計画の変更の認可に際しての意見具申について」ということですが、これは、今は中期計画の変更認可が委員会での議決事項になっておりますけれども、特に重要なものを除きまして、分科会での審議事項に変更をしてはどうかということでございます。中段から下のほうにございますけれども、「中期計画の変更内容が特に重要なものである場合以外は、独立行政法人の計画策定・業務運営の自主性を尊重し、中期計画の変更機動的に対応するため、分科会において審議し議決できるよう所要の規定を整備するものである」というようなことでございます。

次に、資料2 - 2(別紙1)というのがございます。これが「分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項について」ということで、今年の第1回の委員会で申し合わせていただいたものでございますけれども、1ページ目の1.が「委員会での議決を

必要とする事項」ということで、このうち、下のほうに(3)の で、「中期計画の認可又は変更」ということをごさいます。ここに括弧書きを追加いたしまして、「当該変更の内容が特に重要なものに限る」、これを委員会での議決事項。次のページに2.がごさいます。これが「分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項」でごさいます。これが(2)の「主務大臣への意見具申関係」の を追加するということで、「中期計画の変更(当該変更の内容が特に重要なものを除く。)の認可に際しての意見具申」ということで、こういった変更になります。

それからもう一つ、先ほどの資料2の頭紙の2.のほうでごさいますけれども、これは「委員会、分科会の書面による審議及び議決方法について」ということをごさいます。補正予算に伴う中期計画の変更のように特に緊急的な対応が求められる場合だとか、あるいは事案の内容が軽微で、委員が一堂に会して審議する必要性に乏しい場合などにおいては、委員会、分科会の適切かつ効率的な運営を図るため、委員長または分科会長が委員に対し、書面により当該事案に係る意見を徴する等の方法により、審議、議決できることが必要で、これを規定において明確にするというものでごさいます。これは、資料2-2(別紙2)というのがごさいますけれども、左側に現行、右側に改正後がごさいます。1ページ目の下に委員会の議決というのがごさいますけれども、そこで、「委員会の議決の特例」というのを第2項に追加いたしまして、「委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に係る臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる」ということを追加するというものでごさいます。

同じく、その下に、3項を追加いたしてあります。これは分科会の場合でございまして、内容は同じでございまして、分科会長が同様のことができるということがここに追加になるということをごさいます。

こういった2点の改正をしていただきますと、中期計画の変更といった場合の運用が非常に効率的にできるのではないかと考えております。以上でごさいます。

【木村委員長】 ありがとうございます。

独立行政法人は昨年発足したばかりで、本来であれば、このような措置は初めから予想して、講じていなければいけなかったのですが、何しろ発足そのものも、表現は適当ではありませんけれども、どさくさまぎれということで、この辺は落としてしまったというふうに解釈していただければと思います。ということで、別紙1のほうは一番下の で、「中

期計画の認可又は変更」のところで、「当該変更の内容が特に重要なものに限る」というところをつけ加えさせていただき、さらに、次のページの中期計画の変更のところにをつけ加えたということです。それから、別紙2はただいまご説明のとおりであります。このようなことのためだけに委員会を開くことができないと判断された場合の措置、これはこの委員会、分科会共通でございます。お認めいただけますでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

ありがとうございました。

それでは、最後の議題にまいらせていただきます。最後が、自動車検査独立行政法人の件でございます。事務局、資料3-1と3-2であります。説明をお願いいたします。

【自動車交通局技術企画課長】 それでは、まず私のほうから、自動車検査独立行政法人の設立の準備状況につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

資料3-1でございますけれども、法人の名称あるいは法人の業務範囲・目的。業務範囲・目的につきましては、「自動車保安基準に適合するかどうかの審査による安全確保及び公害防止」、技術的な審査の部分でございますが、下の絵でございます実際の技術的な審査をやるところが平成11年の法律で決まっているわけでございます。

その後、設立のタイミングでございますけれども、昨年9月に政令でもって、7月1日に設立を行うということが決められたわけございまして、これを受けまして、4にございますように、法人が必要とする経費につきましては、国からの交付金を交付するというところで、14年度の予算案に約80億円計上しているという状況でございます。

実施体制につきましては、2枚目に検査場の配置図ということで、全国に93カ所ございますけれども、正確に言いますと、陸運支局、それから自動車検査登録事務所という呼び方をしておりますけれども、こういったところの職員のうちの881名、これが独立行政法人に移行して、審査業務を行うということになっております。陸運支局、それから検査登録事務所といいますのは、検査だけではなくて、いわゆる登録といいますか、ナンバー交付あるいはバス、ハイヤー、タクシー、トラックといったところの輸送関係の監督等も行っているところございまして、結局同じ敷地の中でやっているところにつきまして、要員とか職員あるいは財産、これを独立行政法人と区別するというような作業、それから独立行政法人の全国的な経理のシステム等、あるいは中期目標といったようなことも準備を進めているという状況でございます。

あと、資料3-1では、検査の種類あるいは外国との比較、検査のときの費用等につい



て書いてございますけれども、時間の関係もございますので、ここは省略させていただきます。

【梅山政策評価企画官】 引き続きまして、資料3 - 2についてご説明をさせていただきます。

今の自動車検査独立行政法人の設立に係りまして、中期目標、中期計画の策定ということが必要になりますけれども、それに対しての意見を国土交通大臣から当委員会にお聞きするという手続になってございます。ただ、この法人設立に向けた事務が非常に多岐にわたるといふこと、それから理事長になるべき者の指名のタイミングがそう早くはできないということから、当該意見の聴取を効率的かつ効果的に行うためには、自動車検査独立行政法人分科会、これは本年4月に予算及び法令の整備によって設置する予定にしておりますけれども、この分科会において機動的に実施していただくことが妥当ではないかと考えてございます。

こういったことから、別紙のような形で委員会の規則の改正をお願いできないかということで、次のページにございますが、資料3 - 2（別紙）ということで、これは先ほど見ていただきました「分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項について」という、資料2 - 2（別紙1）の一番最後の部分でございますけれども、ここに附則がございまして、これは今存在しております11の法人が13年4月1日に発足したときも委員会から分科会のほうに議決できる事項というふうに申し合わせいただいたわけですが、今回それに、この線にありますように、「及び自動車検査独立行政法人の設立に係るもの」ということで、前回と同様の扱いをお願いできないかということで、ご提案をさせていただきます。以上でございます。

【木村委員長】 ありがとうございます。

別紙3 - 2のところに「及び」以下として、13年4月1日に発足した独立行政法人と自動車検査独立行政法人、何かちょっと変な感じがしますが、これは法律の関係で仕方がないのだと思いますが、二重アンダーラインのところをつけ加える、要するに他の機関と横並びにするということをお願いをしたいということでございます。よろしゅうございませうか。

（「はい」と言う者あり）

それでは、ほかの独立行政法人と同様に扱うということで、別紙の3 - 2のようにお認めいただいたことにいたします。

以上で、本日準備をいたしました議題は終了いたしました。事務局、何かございますでしょうか。

【影山政策評価官】 特に議題ということですが、今後の分科会の進め方につきまして、事務局としての考え方をお話し申し上げたいと思います。

本日、基本方針につきまして、基本的にご了解といたしますか、決定していただきましたので、今後はこれに沿いまして、各独立行政法人側が年度実績報告の作成準備に入るわけでございます。本日ご説明申し上げましたように、その実績報告をもとに評価を具体的にさせていただくということになるものですから、実績報告そのものが評価をするに値する内容なのかどうかということが一番のポイントになって参ります。従いまして、これをある程度あらかじめ各分科会の委員の先生方にはご相談しながらやることにならざるを得ないのではないかと考えております。法令上は、6月末までには実績報告書を評価委員会に出すと、これは公式文書でございますので、この段階のものについて、ここがおかしい、あそこがおかしいというわけになかなかいかないものですから、その6月末に正式に出す前に、ある程度どこまでのメッシュで、どういう内容だったら、委員の皆様方が評価を行い得るかというところのすり合わせがないと、なかなか独法側も困るのではないかと感じております。今日は各分科会の事務局担当課長も来ておりますので、これから分科会長あるいは各委員ともご相談しながらということになると思いますが、そんなようなイメージで進めさせて頂くことになると思います。そして、6月末に実績報告が出てまいりましたら、それ以降のなるべく早いタイミングで評価のための分科会を開催していただく、このようなことで今後のスケジュールを考えているところでございます。

【木村委員長】 ありがとうございます。

本日は皆様お忙しい中、大変活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。この業務実績の評価というのは独立行政法人をめぐるいろいろな仕組みの中で非常に重要な事項でありますので、ぜひ分科会でもご議論いただきまして、本来の独立行政法人制度の目的、趣旨であります、真に効率的で質の高いサービスの国民に対する提供ということが実現いたしますように、よろしくご審議のほどお願い致します。

梅山さん、何か最後に1つありましたっけ。

【梅山政策評価企画官】 あとは全く事務的なことですが、よろしいでしょうか。本日の委員会の内容につきましての議事の公開ですけれども、これは方針を昨年決めていただいておりますので、議事要旨を作成の上、速やかに公表することとさせて

いただきたいと思います。

それから、もう少し詳しい議事録につきましては、後日その内容を確認していただくために、委員各位に送付させていただきますので、お忙しいところ恐縮ですが、チェックをお願いいたします。以上でございます。

【木村委員長】　くれぐれも議事録のチェックは、各委員、慎重におやりいただきたいと思います。うっかり面倒くさいとほうっておきますと、そのまま出てしまって、こんなこと言ってないということがあるかもしれません。私は非常に苦い思いをしたことがありますので、よろしくをお願いいたします。

では、本日はどうも長時間ありがとうございました。

了